



社協ワーカーだより

No.68 (平成30年5月)

地域のみなさんや関係機関の方々に向けて社協ワーカー(職員)の動きや社協の事業について情報発信するお便りです!!



福岡市社協キャラクター
ここと

発行：福岡市社会福祉協議会地域福祉課 (TEL720-5356)
各区社会福祉協議会



子どもたちが安心できる地域の居場所づくり ～子どもの食と居場所づくり支援事業～



今、経済的な事情で十分な食事をとれない子がいることや、子どもだけで食事をする「孤食」は大きな課題であり、子どもの健やかな成長のためにも、早急な取り組みが必要です。

福岡市では、子どもたちへの食事の提供と居場所づくりなどを行う団体に対し、その活動経費の一部を助成する「子どもの食と居場所づくり支援事業」を実施しています。

今年度より、この助成申請の受付を団体の所在地の各区社協で行っています。また、区社協では、上記補助事業の対象・対象外を問わず、子どもの居場所(例：食事支援、学習支援など)の立ち上げ・運営の支援や相談対応も行います。

福岡市「子どもの食と居場所づくり支援」補助事業

○募集期間

平成30年4月9日(月)から年間を通じて受付

○対象となる事業

食事の提供と学習支援や子ども同士の遊び体験などの居場所づくりを行う事業

○補助要件

- ・開催頻度は、月1回以上であること
- ・開催時間は、1回あたり3時間以上であること
- ・宗教または政治活動、営利を目的としないこと など

○補助対象者

NPOやボランティア団体等で、定款・会則等を備えている団体
※ただし、宗教・政治活動を目的とした団体は対象外



○補助の対象となる経費と補助金の交付額

交付額は補助対象経費の3分の2以下(3分の1以上は自主的な財源・経費での運営が必要)

①事業の開始に必要な経費 <例>冷蔵庫、調理器具、食器などの購入費 など

【限度額】 10万円

②事業の実施に必要な経費 <例>会場借上料、食材費、光熱水費 など

【限度額】 月1回開催→10万円/月2回開催→20万円

月3回開催→30万円/月4回以上開催→40万円

※年度の途中で申請した場合は、運営経費の限度額は月割りになります。

※条件等の詳細については必ず募集要項をご確認ください。

募集要項や申請に必要な様式は福岡市のホームページからダウンロードできます →

【お問合せ】 福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 (TEL: 720-5356)



その他、居場所づくりに取り組む団体同士の交流会なども各区社協で企画していく予定です。